

令和8年度
(2026年度)

福祉事務所の取り組み

<所長の方針・考え方>

障害のある人が、地域のなかで安心した日常生活を送り、あらゆる社会活動に参加し活躍できるよう、障害福祉施策の充実に取り組み、障害の程度や生活状況等を踏まえた、個別最適な支援を行います。また、市民の安心や生活の安定を支えるセーフティネットである生活保護制度の適正実施と自立支援の両立を図るとともに、不足するケースワーカーの負担軽減のため、生成AIを活用した業務改善なども進め、より一層の福祉サービスの向上を目指します。

<部の構成>

障害企画課
障害支援課
生活福祉課

<主な担当事務>

- (1) 障害者福祉に係る施策の企画、調整に関すること。
- (2) 障害者福祉に係る施策の実施に関すること。
- (3) 生活保護に関すること。

重点的な取り組み：枚方市障害福祉計画（第8期）・枚方市障害児福祉計画（第4期）及び枚方市障害者計画（第5次）の策定について

障害者の地域での生活を支援するため、令和8年度末をもって計画期間が終期を迎える枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）及び枚方市障害者計画（第4次）について法改正や社会状況の変化等も踏まえ、それぞれ次期計画を策定します。

重点的な取り組み：地域生活支援のための体制整備

【施策シート：10-01】

障害者が施設中心の生活や親元から離れ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、国が市町村に対し整備を求めている地域生活支援拠点等有する5つの機能のうち、唯一未整備である「障害者が地域での生活を試行的に体験できる機会や場」について、新たに障害者居室体験事業として実施します。当面は試行実施とし、本格実施に向けニーズの把握や課題の検証に努めます。

取り組みの成果を測る指標	令和8年度目標値	令和7年度実績（参考）
居室体験事業を利用した障害者の延べ人数	6人	— (新規指標のため)

重点的な取り組み：人工内耳音声信号装置等にかかる費用助成の拡充

【施策シート：10-01】

若者世代の難聴児に対する学びと社会参加の機会を確保するため、人工内耳音声信号装置等にかかる費用の助成について、年齢要件をこれまでの18歳到達年度末から22歳到達年度末まで拡充するとともに制度の周知を行い、利用促進に努めます。

取り組みの成果を測る指標	令和8年度目標値	令和7年度実績（参考）
人工内耳装置等にかかる費用を助成した人数	11人	— (新規指標のため)

重点的な取り組み：旧市立くすの木園の跡地活用

【施策シート：10-01】

重度障害者の自立した生活を支援するため、旧市立くすの木園跡地を活用した民間事業者によるグループホームの整備に向けて、公募により選定された実施法人に対する国庫補助金交付手続きを進め、令和9年度の運営開始をめざします。

重点的な取り組み：危機管理体制の充実・強化

【施策シート：01-01、07-01】

災害時等に一次避難所での生活が困難な障害者や高齢者などが安心して避難生活を送れるよう、健康福祉部と福祉事務所が連携し福祉避難所の指定を進めます。また、直接避難型福祉避難所が災害時に速やかに避難所開設できるよう、必要な備蓄物資や機材の整備費用の補助を行います。

取り組みの成果を測る指標	令和8年度目標値	令和7年度実績（参考）
直接避難型福祉避難所指定件数	10 施設	7 施設

重点的な取り組み：塾や習い事に行くことのできない子どもたちへの支援

【施策シート：15-04】

子育て世帯の家庭の経済状況によって、子どもたちが学びたい、習いたいという想いを諦めることがないよう、生活保護受給中の小学3年生から小学6年生を対象に、学習塾や習い事にかかる費用のうち、月謝及び受講料等について、1人当たり月額1万円を上限に補助することで、学びの格差及び貧困の連鎖の防止に取り組みます。

取り組みの成果を測る指標	令和8年度目標値	令和7年度実績（参考）
意欲ややり抜く力、自己肯定感などの非認知能力や学力の向上を実感した割合	80%	— (新規指標のため)

重点的な取り組み：面談時のAIによる支援サービスの導入

【施策シート：29-02】

生活保護の訪問業務などにおいて、生成AI支援サービスを搭載したタブレットを活用し、訪問記録の自動生成を行うなど、DXの推進により、さらなる市民の福祉サービス向上と業務の効率化に取り組みます。

取り組みの成果を測る指標	令和8年度目標値	令和7年度実績（参考）
記録作成にかかる削減時間	1,200 時間	— (新規指標のため)
ケースワーカーによる生活保護受給者宅への訪問件数	13,800 件	— (新規指標のため)

重点的な取り組み： 最高裁判決に対する生活保護費等の追加給付

平成 25 年から実施した生活扶助基準改定に関する令和 7 年 6 月 27 日の最高裁判決において、「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があった」と指摘され、違法と判断されたことに加え、追加給付を行う結果となりました。これを受けて、国の方針に基づき、平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までの期間に生活保護を受給していた世帯のうち、追加給付の対象となる世帯に、4 月から順次生活保護費等の追加給付を実施します。